

涉外上の注意地域と大会主催者側が取るべき対策案

原案 日本オリエンテーリング学生連盟諮問委員会委員長 後藤 陽一

改訂 日本学連矢板地区涉外責任者 花木 睦子

【はじめに】（注意！ 必ず読むこと！）

「涉外上の立入禁止の範囲」を明記した地図を必ず確認した上で、以下の安全管理レベルに対応する対策を取ってください。また、その対策を涉外に大会開催までに必ず報告してください。報告がない場合、主管団体は必要な対策をしなかったと判断し、今後主催団体に対して矢板地区のトレイン使用を許可しません。

また、安全管理レベル以前の問題として、以下のことについて守っていただけるようお願いいたします。

【事前挨拶について】

地図やトレイン申請先（日本学連や各県協会）の仕事は、主に地図販売とトレイン使用可否の決定のみとなっています。情報の提供は出来たとしてもその対応をすることはありません。これは人員に限りがあり、一人あたりの負担が大きいことが理由に挙げられます。ですから、継続的なトレイン使用のためにも、直前の地権者に対する挨拶や基本的な対策は運営者側で行っていただくようお願いいたします。

【各団体、地元の人に対する配慮について】

猟友会や自然保護団体など、オリエンテーリングと利害の異なる団体の活動と期日が一緒になることは珍しいことではありません。予防策として事前に日程を聞くこともできますが、それでもブッキングしてしまった場合はただちに相手側の言い分を優先し、立入禁止区域を作成するか、メニューを中止してください。こちらが無理を言えばその反動はトレインを貸し出している県協会や地図販売者に向かいます。さらに、そのトレインだけでなく、その地域でのオリエンテーリングの活動も非常に妨げられることとなります。そうすれば結果的に損をするのは参加者も含めた全体となります。全体の利益のためにも、配慮ある行動を行ってください。

【社会と関わっているという認識について】

オリエンテーリングは「多くの人や団体から場所を借りる」ことによって初めて成立するスポーツです。涉外上の問題の大抵は「社会的に見て非常識な対応」「身勝手な言動」から生じます。本人たちはそう思っていなかったとしても、地権者の方がそう認識してしまえば同じことなのです。ですから、地元に良し、参加者に良し、運営者にも良しの三方良しにするためにも、必ずルールやマナーを守っていただけるようお願いいたします。

【安全管理レベルに対応する対策（三段階表記）】

【各段階の定義】

レベル 1

通常、地図に記号として表記されている立入禁止エリア。

耕作地、民家の敷地などが該当。

レベル 2

立ち入る可能性が高く、住民に精神的に大きな不安を与える可能性があるエリア。また、立ち入る可能性は低いものの、その地域の使用を許可されていないエリア。使用トレインが「練習用手レイン」に指定されており、縁取りのある赤ハッチ、赤の×のある道が該当。

レベル 3

大会で使用される可能性が高く、立ち入った場合、住民に金銭的・精神的に深刻な被害をもたらす可能性がある地域。使用トレインが「試合用トレイン」に指定されており、その中で縁取りのある赤ハッチが該当。

【各段階に対する対策】

レベル 1

- ・地図上に立入禁止の地図表記を必ず記載する。
- ・プログラムにどの場所が該当するか、どのような罰則があるか予め明記する。

レベル 2

- ・レベル 1 までの対策を行う。
- ・事前に地権者や周辺住民に対して渉外から使用を連絡し、直前に(大会三日前以内が望ましい)運営者側で挨拶を行う。
- ・青黄テープの使用許可を住民に申請した上で、当日は青黄テープを使用する。
- ・原則としてその近辺を通る可能性のあるコースを組まないようにする。
- ・コースを組み次第、最低でも二週間前以内に地図作製者と渉外担当にデータを送付してコースのチェックを要請する。

レベル 3

- ・レベル 2 までの対策を行う。
- ・レベル 3 の立入禁止区域に対して複数人のパトロールを配備する。
- ・必ず事前に運営者から地権者や周辺住民への挨拶に行くと同時に、対策について説明する。
- ・外部コントローラーを必ず要請する。
- ・大会以外は開催できない。
- ・オンデマンドマップでのみ地図の販売が行われる。
- ・前日までに参加者に対してテクニカルミーティングを行い、必ず参加者に通達する。
- ・公式掲示板に必ず警告文を掲載しておく。

【各段階に対応したプログラム記載内容例】

レベル 1 および 2 の場合

以下の立入禁止地域への立ち入りが発覚した場合、その選手を失格処分とします。

例 耕作地、×のある道、赤で縁どりされていない立入禁止エリア etc.

レベル3の場合

以下の立入禁止地域は住民に金銭的、精神的に深刻な被害をもたらす可能性がある地域のため、立ち入りが発覚した場合、その選手が所属する団体全員を失格処分とし、一年間地図を所有する団体の主催、もしくは主管する大会の参加を禁止します。

例 赤で縁どりされた立入禁止エリア

【具体的な立入禁止箇所と安全管理レベル】

以下の例を元に各テレインの使用禁止地域を安全管理レベル別に設定しました。なお、テレインは重複を考慮に入れ、「番匠峰古墳Ⅱ」「矢板片俣」「星降る塩谷」「矢板幸岡」の四つに限定し、重複箇所はより使われる可能性の高い方を優先しました。どこにも属さない所には現在渉外的な問題は発生していないので割愛しました。

また、場所とコースによっては人員を割く必要がない、もしくは余裕がない事態も想定されます。その場合は必ずコースと人員を配備できない理由を添付した上で渉外から許可を取ってください。

レベル1

全テレインで地図表記されている耕作地、民家の敷地などが該当。

レベル2

矢板ホースリンクス: 矢板片俣、片俣公民館の北北西

民家: 矢板片俣、片俣公民館の南南東

民家前の北西から南東に伸びる道: 矢板片俣、片俣公民館の南南西

住宅街とその南の山塊: 星降る塩谷、星降る学校熊ノ木の南東

幼木林: 星降る塩谷、星降る学校熊ノ木の東北東(※数年単位で変わることがあります)

立ち入りが許可されていない林: 星降る塩谷、マップ北から北東赤ハッチ地域

レベル3

養鶏場: 矢板幸岡、テレイン中央

自然保護区(野鳥サンクチュアリ): 星降る塩谷、星降る学校熊ノ木の東北東

矢板地区に関しては近日中に、案内図を最新のものにして学連 web に掲載します。

とりあえず、総会の帰りに今年度後期に栃木で合宿予定が決まっている学校は、その旨

概略だけでよいのでお知らせ下さい。

その他に、利用の際の注意をもっと詳しく書いた次の 2 つの花木作製のファイルを web にて公開します。

“矢板地区オリエンテーリングトレイン使用について・総会仕様 081031.doc”

“矢板地区公民館の借用について 081101.doc”